

第5期第1回福祉のまちづくり推進協議会 議事録

- 1 日時 平成24年8月30日(木) 10:00～11:30
- 2 場所 ときわ会館5階 大ホール
- 3 出席者(敬称略・五十音順)
  - 青柳 淳 公募委員
  - 榎本 一雄 さいたま市私立保育園協会 副会長
  - 川津 雅弘 さいたま市聴覚障害者協会 会長
  - 國松 公造 埼玉県障害者協議会 理事
  - 黒田 智樹 さいたま市建設局土木部 部長
  - 寒河江 千一 さいたま市建設局建築部 部長
  - 佐々木 みつる 公募委員
  - 高橋 儀平 東洋大学ライフデザイン学部 教授
  - 高橋 義文 公募委員
  - 田口 秀之助 さいたま市身体障害者福祉協会 会長
  - 辻 保人 国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 所長(代理出席)
  - 鶴岡 洋 社団法人埼玉県バス協会 専務理事(代理出席)
  - 戸井田 秀明 社団法人埼玉県建築士事務所協会 常務理事
  - 長根 清平 特定非営利活動法人さいたま市視覚障害者福祉協会 理事長
  - 星野 美子 一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 理事
  - 細野 廣吉 さいたま市商工会議所 総務・会員サービス部 部長
  - 三浦 匡史 都市づくりNPOさいたま 理事
  - 峯 逸男 埼玉県警察本部交通部交通規制課 課長(代理出席)
  - 吉田 美代子 公募委員

4 次第

1. 開会
2. 第5期委員紹介
3. 会長及び副会長の選任
4. 議事及び報告
  - (1) モデル地区推進部会について
    - ・さいたま市が目指す福祉のまちづくり ……資料1
    - ・平成24年度モデル地区推進事業について ……資料1 - 2
  - (2) バリアフリー専門部会について
  - (3) 地域主権改革一括法に伴う条例の制定等について
    - 都市公園条例の一部改正について〔都市公園移動等円滑化基準〕(案)
      - ・地域主権改革一括法に係るさいたま市都市公園条例改正に関する報告 ……資料2
    - 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について(案)
      - ・「(仮称)さいたま市移動等円滑化のために必要な道路構造の基準に関する条例」策定に関する報告 ……資料3
    - 市営住宅条例の一部改正について(案)
      - ・さいたま市市営住宅条例の一部改正について ……資料4
5. その他
6. 連絡事項

## 7. 閉会

### 内容

#### 1. 開会

#### 2. 第5期委員紹介

#### 3. 会長及び副会長の選任

会長に高橋儀平委員、副会長に水村容子委員が再任されました。

#### 4. 議事及び報告

##### (1) モデル地区推進部会について

- ・さいたま市が目指す福祉のまちづくり
  - ・平成24年度モデル地区推進事業について
- 事務局 資料1、1 - 2について説明(省略)

会長 ただ今の説明に関して、質問等ございますでしょうか。

國松委員 このモデル地区の活動で、私は参加していませんでしたけれども、大宮駅はよく利用しますので、そのことで若干、私なりの意見を言わせていただければと思います。大宮駅の西口の、例の蛸足の陸橋、そこから下に降りていくという問題が、出来た当初からの課題でありましたけれども、このたびエレベーターが出来て、バスの乗客が便利になったというのはあります。元々あそこはずっと、上から階段で島に下りてというところでしたが、エレベーターがここで認知されたというのがありましたけれども、島自体は3つ重なっているのですね。その中の2つだけ、上下移動が楽になった。これは大変喜ばしいなというふうに思っているのですが、上からの上下移動を保障するとしたら、あと1こはどうするんだという、まあちょっと気になっているところです。ああいう島づくりのバス停は、もともと無理がある条件だったと思うのですけれども、今のような状況で欲しいということであれば、ひとつはエレベーターをもうひとつ付ければ、最後のこの島は決着すると思うのですけれども、もうひとつは、要するに、どこからか上下移動が可能であれば、島に下りてからの水平移動が可能であれば、それもとっかかりのひとつだなと思っているのですね。残された島について、例えば島と島のところに、水平移動、要するに横に行けるような状況を作り出せばと感じています。そういった意味では、同じ方向に来たバスが、定期的にあそこに停まって乗客を乗せて出発するというので、他の車両が入ってくる恐れはないので、水平移動は可能かなと思っているのですね。要するにゆるやかなスロープを用いて、島と島にスロープを引いてやれば身動きができることとなります。逆を言えば、3つのうちの、例えば真ん中のひとつだけエレベーターがあれば、両サイドの島には、もともと水平移動が可能であったという意見をもっています。まあ、今後の参考になればと思っています。

会長 これは、都市交通課の方はいらっしゃいますか？ 今度の計画も含めて、どのような対応が可能ですか

事務局 これにつきましては、道路環境課の方でお答えさせていただきたいと思います。

道路環境課 大宮駅西口のエレベーターに関するご質問ですが、現在、3機予定している中で、2機まで完成しております。もう1機は今年度の工期として計画しております。ご提案のありました1機を垂直移動、その他を平面移動というお話もありましたが、市でそちら側のほうも一度は検討したのですが、大宮駅西口のバスやタクシー、その他の交通量が多い中で、平面で歩行者を誘導するにはちょっとツールが高いと言いますか、そういったことを警察とも協議した結果、今のような形態、エレベーターを3機設置するというので、それぞれの島に誘導するというかたちをとらせていただきました。

会長 ありがとうございます。よろしいですか。

國松委員 了解です。

会長 それでは、田口さん、いかがでしょうか。

田口委員 私は質問ではなくて感想なのですが、以前はまち歩きのこと、小学生だけではなくて中学生もということをお話したのですが、他の委員からも出ていたけれども、中学生は高校受験があるから難しいのではないかとしたことでしたけれども、今回は中学生ということになって非常に良かったなと思っています。私は、いつだったかは忘れてしまったのですが、車椅子を小学生に押しもらったのですが、非常に結構なのですが、どうしてもまだちょっと注意が足りないのかなと。車椅子を押しもらった、ちょっと怖いところがあります。例えば、段差のところに行って、車椅子というのは少しでもつかえるとガクッとなるのですけれども、私は右足が少し利くので、どうにか持ちこたえられますけれども、これは足が全然利かないと前へコロッと落ちてしまうだろうなと思って。そういう意味で中学生なら良いだろうなと思います。もちろん小学生も非常に良いです。前にお話ししましたが、私が新都心のところで、両方の杖をついていまして、これをバンと落としてしまったら、小学生の子だと思えるのですが小さい子が拾ってくれて、「他にお手伝いはありますか?」と言ってきて、きっとこれはまち歩きに参加した人ではないかなと思ったので、今度、中学生になったら余計に良いと思っています。ということで、こういうことを次の世代に生かしてもらおうと、非常にありがたいなと思っています。

会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

佐々木委員 いろいろ予算の問題があると思うのですが、先ほど大宮駅西口のエレベーターの件についてお話がありましたけれども、今後もし作る場合に、ちょっと贅沢な話なのですが、せつかくあるものですから、使い心地の良い方がエレベーターは必要じゃないかと思うのですね。と申しますのは、あそこ乗ると暑いですよ。駅よりもエレベーターの方が暑いものだと思って我慢はしますけれども、やはりバリアフリーということを考えるのであれば、冬は暖かく、夏は涼しくというような、もしお金を使うのであれば、そちらの方向に何とか工夫をしていただきたいなと。階段を使う人がいっぱいいるんですよ。それは暑いからかなと。過ごしやすいところを考えていただきたいなと思いました。

会長 ありがとうございます。事務局の方で何かご意見ございますでしょうか。今

はエアコンは入っているものですか？

道路環境課 今のは、機能を満足するためのエレベーターというのが設置を含めているところでございますので、今いただいたご意見を、工事の際には検討させていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

青柳委員 私は施設というか住居も含めた設備の中で、トイレなのですが、公共的なトイレ。今日も鉄道関係の会社の方も見えられていると思うのですが、トイレが、特に大便をするところが和式も未だにあるというのが、これは障害者だろうと健常者だろうと、和式トイレを使用するというのは非常に厳しいですね。特に健常者の方でも、ちょっとした足の障害、下半身の障害にかかると、なかなか和式のトイレを使うことが難しくなるのですね。私も実際に20年ほど前に福岡に出張した時に、ふくらはぎを傷めていまして、そういうときに限ってトイレに行きたくなくてですね、ところが今で言うJRのいろいろな施設のトイレはほとんど和式が多くて、そういう意味ではせっかくこのバリアフリーということでございますから、できればこれから公共的な施設では、トイレは洋式にしていきたいと思います。いまひとつデータの的に申せば、私も過去に大学で講師などをして必ず学生に聞いたのは、自宅のトイレはどういう様式ですかと聞きますと、ほとんどがいわゆる洋式トイレで、和式はほとんどないのですね。そういうことも踏まえて、今の方はほとんどが洋式に慣れていると思いますので、そのへんを考慮していただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。今日はJR東日本の方も東武鉄道の方も欠席ですか。まあ、いろいろなところで、今、青柳委員がおっしゃったような要望があって、現在バリアフリー法の見直しで、ガイドラインの作成が最終段階に入っておりますけれども、洋式化については支障がでています。事業者自体も大変、公衆化を図ってきておりますので、まだまだ古いものが残っているところがあると思いますけれども、大きく変更しつつあるかというふうに思います。  
他にございますでしょうか。

会長 それでは、(2)バリアフリー専門部会についての報告をお願いします。

事務局 バリアフリー専門部会について説明(省略)

会長 今日は、資料は見えていませんけれども、次回以降の専門部会では資料をお願いします。こちらの方はよろしいですか？バリアフリー専門部会の進捗状況があって、法に基づく協議会に位置付けられているということですね。

会長 それでは、(3)地域主権改革一括法に伴う条例の制定等についてということで、非常に重要な条例等の動きですけれども、これについて、と続けてご説明をお願いしたいと思います。

事務局 資料2、3、4について説明(省略)

会長 ありがとうございます。それでは、の方からご質問等ありましたらお願い

したいと思いますが。都市公園移動円滑化基準関係です。

都市公園自体のガイドラインは国のレベルでも今回見直しをかけており、既に担当部局の方はご承知かというふうに思いますが。

公園施設の部分について条例の方に加えるという、そういうことですね。よろしいでしょうか。

会長 続きます、道路関係ですね。道路は、けっこう複雑ではあるのですけれども。条例との整合性の中では、資料に書いてありますけれども、福まち条例に省令及び道路条例の方が厳しい基準においては、特定道路では義務。それからその他の道路では努力義務。要するに、福まち条例より省令及び道路条例の方が厳しいという時ですね。それから、福まち条例の方が厳しい場合には、特定道路を含む全ての道路で、省令及び道路条例の基準を満たすことになります、ということです。この満たすというのは、義務的に理解してよろしいのでしょうか？表現の、言葉の使い方なのですけれども。基準を遵守するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

事務局 はい。

会長 それから、バリアフリー新法については、昨年の3月の基本方針の見直し以降は、すべて国の方ではバリアフリー法という表現をしていますので、さいたま市でもそのように進めていって良いかなといった感じがします。よろしく願います。

会長 それから、市営住宅条例の一部改正についてです。整備基準、入居者資格、収入基準とありますけれども。

私のほうからの質問なのですけれども、入居者資格で同居親族要件と書かれている項目ですけれども、「単身者用のストックが少ないので、同居親族要件を廃止した場合、現在、単身入居が認められている高齢者・障害者等の入居を阻害することになることから、同居親族要件は維持する」という表現の仕方があるのですけれども、これは、同居親族要件を廃止すると、単身入居を認めているのだけれども、入居が出来なくなってしまうので、同居親族要件は残しておくという、そういうことなのでしょう。

事務局 今、言われたかたちになります。廃止してしまうことでもう認められなくなってしまうと、法律上はそういうかたちになってしまうので、さいたま市としては、現状どおり何も変わらないようなかたちで残していきたいという考えがあります。

会長 つまり、同居親族要件を廃止すると、単身入居が認められないということですか？

事務局 そのようなご理解でよろしいかと思えます。

会長 公営住宅法も、そのような理解ですか？

事務局 はい。

会長 別枠で単身入居の制度はあるけれども、同居親族要件は原則としてはあるけれども、それとは別立てではなくて、あくまでも制度上で単身入居は認めているに過ぎないと、そのような理解ですか？

事務局 それにつきましては、内容をもう一度よく確認させていただきたいと思います。

会長 まあ、単純に言うと、住戸数の割り振りの関係で、やはり同居親族要件は優先するというかたちになると思いますので、そして、経済的に困窮しているということになると思いますので、単身者は特に高齢者の方が公営住宅には多いと思いますので、そのへんのバランスで、どのように住戸配分をするときにどちらに優先するのかなという感じで、ちょっと読みきれない。法律で書かれているのだとすると、そうなるのかもしれませんが。

事務局 そちらにつきましては、確認させていただきます。

会長 よろしくをお願いします。入居者資格の収入基準は、従前からさいたま市ではこのような基準を設けているという、そういう意味ですか？

事務局 はい。

会長 ご質問等ございますでしょうか。

佐々木委員 入居収入基準なのですが、3人世帯で見た場合、年収が400万円。これを決められたのは、市町村全部を含めての金額ではないですね。どういう収入の方がいらっしゃるか大勢いるか私はわかりませんが、低家賃住宅に入っている方は、もっと高い家賃は大変だと思いますが、その方たちが大事ではないかなと思うのですが、収入基準というのは、すごく厳しいからという話で、一般の民間の契約では見たことがないので、そのへんを教えてください。

事務局 収入の基準につきましては、現在、政令の中で上限等が決められておまして、条例委任されたときに、その政令を読み取っていくと、現在ある基準にそのまま金額も一切変えずに、条例の中に金額を出すというかたちになっておりますので、従来と変えているわけではありません。表現上、政令の何条にと規定されているのが、条例にダイレクトに金額が表示されるというふうなかたちになっております。

会長 こちらの協議会で、これについてどこまで議論ができるかということもあり、現実的には報告的な扱いになるかというふうに思います。他にございますでしょうか。よろしいですか。

さまざまな政権交代による制度の変革も、非常に重要な部分の一つになります。この一括法ですね。

それでは、これまでの(1)から(3)までにつきましてはよろしいですか。他に何かございますでしょうか。

國松委員 今、地域主権の一括法の関係で、三つの事が説明されましたけれども、住宅条例の方には、8月にパブリック・コメントを実施と書いてありますが、その前

に一定のことが議論されてパブリック・コメントを行うという意味なのでしょうか？それと同時に、他の方もいろんなかたちで検討をされて現在に至っているわけですが、パブリック・コメントはやらないのでしょうか？

事務局　まず始めに、市営住宅条例の関係につきましては、法令が改正になって、今までの市営住宅条例の中には整備基準という項目が一切ございませんでしたので、参酌すべき基準として整備基準が定められておりますので、それを条例の中に入れていかなければいけないという考え方を持っております。その他の、入居者の資格の関係の同居親族要件であるとか、入居収入の基準につきましては、現在の条例どおり、ただ表現の仕方がうつろいというようなところがありましたので、特に新たな基準としてというかたちではないとしていたのですが、パブリック・コメントを実施するという考え方につきましては、今まで盛り込んでいなかった整備基準が入るという観点がございましたので、パブリック・コメントを実施させていただくという考え方であります。

事務局　都市公園につきましては、パブリック・コメントは行っておりません。理由といたしましては、現行の国の基準が必要十分であると考えているため、また、これを参酌して採用する予定であり、現状と特段変わらないという認識を持っております。また、法律よりきめ細かい条文が規定されております福祉のまちづくり条例において、制定時にパブリック・コメントを行っているため、これも不要とする一つの理由でございます。また、法の参酌なのですけれども、政令市と東京都、また国交省がオブザーバーとして入っております「大都市都市公園機能実態共同調査」という組織がございます。この中で、都市公園法の主旨や各基準が設定された背景等を研究しております。そういったところで他市の状況、またこういった共同研究の中でも国の基準を参酌して、現行基準で必要十分であるというふうに認識しており、パブリック・コメントは行っておりません。

会長　福まち条例の方が、かなり厳しいものがあるかと思えます。一方で、公園の方のバリアフリー化が全国的に遅れておりますので、規制なども多いので、今回の新たな目標値でも他の事業体に比べると少なめに数値が出ておりますので、ぜひ、ご努力をお願いしたいと思います。これは都市公園という定義にかかわらず、公園全体にかかることです。よろしく申し上げます。

事務局　道路関係について、パブリック・コメントにつきましては、道路関係の移動円滑化以外の、道路構造令、標識令というのがこのたび一括方の動きで条例委任されておりますので、そちらと併せてパブリック・コメントを8月の下旬までの1ヶ月間で終了したところでございます。今後は、そのパブリック・コメントに寄せられたご意見を加味しながら、条例策定を進めていくことになるかと思えます。

会長　既に終了ということでした。ありがとうございました。他にございますでしょうか。それでは議題の「その他」「連絡事項」で、事務局の方でお願いできますでしょうか。

- 5、その他
- 6、連絡事項

三浦委員       ひとつ皆さんに情報を提供したいと思います。直接、福祉のまちづくり推進協議会に関係するかはわからないのですが、今、「どうなる？どうする？さいたま市の公共施設を考えるワークショップ」というものの参加者の募集が受けられています。8月10日から9月7日までの募集期間で、所管課は行財政改革推進本部になっています。説明を私も受けたのですが、学校や公民館などの公共施設が老朽化して、今後、建替えなどの必要がある。公共施設についてはマネジメントが検討されているのですが、その中で複合化をしていく方向を考えたい。例えば小学校と公民館が複合化されたりする。そういう将来の建物のあり方を考えるうえで、利用に係わる市民の声を集めて、どういう施設が望ましいかということを考えるワークショップだと。公民館は、福祉避難所の位置付けが今あるのですが、なかなか施設の現状、ハードが伴わなくて、実際の災害時に障害のある方や、病気がちの方、ご高齢の方が公民館に避難されても、難しい面があるだろうということが課題なのですね。小学校と公民館のような施設が複合化するとすると、障害をお持ちの方や高齢の方の避難生活を支える大事な公共施設になると思うので、もしお時間のある方は、ぜひ参加されてこのワークショップで意見を述べられるとよろしいかなと思っています。今、さいたま市のホームページでその関係の募集がかけられておまして、年度内全部で4回のワークショップで、初回がちょうどこのモデル地区活動のまち歩きの9月28日と同じ日なのですが、時間が夜6時30分から2時間程度ということで、第1回が設定されているので、時間がずれておりますから併せて参加が可能だと思いますので、ご関心のある方はホームページで情報を探索していただいて、問い合わせをしていただくとよろしいのかなと思います。

会長           どうもありがとうございました。他にございますでしょうか。

長根委員       今日はバス関係の方がお見えですので、これはお願いなのですが、路線バスが停まったときに、私たちは停留所で杖を持って待っていますが、その時に「これは     行きのバスです」というアナウンスを言ってくれない運転手さんがかなりいるということを、私は時々聞いているものですから、今日、協会の方がいらっしゃっていますので、ぜひこれだけはですね、私たちは何行きのバスが来たかは、停まってドアが開いても何も言われないと分かりませんので、それだけはぜひ統一していただくように、ここでお願いしておきます。

鶴岡委員  
(代理：金川氏)

ご意見は賜りまして、事業者の方には徹底するようなかたちで、通知文等を出していきたいと思います。

会長           よろしいでしょうか。それでは、ご協力いただきましてありがとうございました。第5期第1回の福祉のまちづくり推進協議会を終了させていただきたいと思います。

7、閉会

以上